

川崎支部会則



公益社団法人 全日本不動産協会
神奈川県本部 川崎支部

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部 川崎支部

支 部 会 則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この支部会則（以下「本会則」という。）は、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「県本部」という。）組織運営細則第 4 条の規定に基づき支部を設置し、その組織及び運営に関する基本的事項について定めたものである。

(支部の名称)

第 2 条 支部は、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部 川崎支部（以下「本支部」という。）と称する。

(支部の事務所)

第 3 条 本支部の事務所は、川崎市内に置く。

(支部の目的)

第 4 条 本支部は、県本部の下部組織として、県本部組織運営細則及び県本部支部組織運営細則に定めるところによる本会則に基づき、会員相互の親睦と交流を図り情報の交換・会員相互の事業の発展、不動産に関する知識の普及・指導啓発を行い、業界の近代化を推進し、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 2 章 入 会 資 格 審 査

(会員の資格)

第 5 条 入会して会員になろうとする者は、川崎市内に事務所を有する宅地建物取引業者とする。

(関連組織への入会)

第 6 条 入会して会員になろうとする者は、同時に次の組織に入会しなければならない。

- (1) 公益社団法人不動産保証協会
- (2) 全日本不動産関東流通センター

(入会金等)

- 第7条 入会金及び会費等は、県本部運営規程第2条及び諸規定の定めるところにより、所定の金員を納入しなければならない。
2. 会員は、会費等を納入する義務を負う。
 3. 会費等の納入は、毎事業年度の4月1日を納付日と定め、同日から3ヶ月以内を納付期限とし全額を納入しなければならない。但し、事業年度の途中で入会する者の会費については、入会の日を納付日とし、当月からの月割金額の合計額とする。
 4. 会員は、すでに納入した入会金及び会費等の返還を求めることができない。

(入会書類等)

- 第8条 会員になろうとする者は、県本部運営規定の入会資格審査委員会規定（以下「規定」という。）第6条の入会書類等を提出しなければならない。

(入会資格審査)

- 第9条 川崎市内に事務所を有する宅地建物取引業者から入会申込書等を受け取った支部長は、規定第7条に則り支部において審査を行い、書類を受け取った日から2週間以内に県本部の入会資格審査委員会の審査を付さなければならない。
2. 前項の支部の審査において、次の行為が認められた場合、承認しないことがある。
 - (1) 入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載があった場合。
 - (2) 過去に支部から会員資格を取り消されたことがある場合。
 - (3) 役員会の審査により、入会が承認されなかった場合。
 - (4) その他、支部が会員として不相当と判断した場合。

(入会決定の通知)

- 第10条 県本部長は資格審査の結果、入会を認めた者に対し、支部長を通じ「入会資格承諾書」を交付する。

第3章 会 員

(会員の支部への所属)

- 第11条 川崎市内に主たる事務所及び従たる事務所を置く県本部に所属する正会員及び県本部の目的・事業を賛助又は後援する賛助会員（以下「会員」という。）は、本支部に所属するものとする。

(会員の責務)

- 第 12 条 会員は、宅地建物取引業法等の業務に関する法令を守り、信義を旨とし誠実かつ適正なる業務を行い、社会的地位の向上に努めなければならない。
2. 会員は、本会則に定めるところに従い、支部の運営に協力するとともに、みずから実務の研究に努め、人格の向上を図り品位を保持しなければならない。

(会員の綱紀処分の申請)

- 第 13 条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、支部長は役員会の決議を経て、県本部長に対し当該会員の除名・退会勧告・会員資格の停止・その他の綱紀処分を申請することができる。
- (1) 本会則に反する行為・行動をしたとき。
 - (2) 本支部の運営に弊害をもたらすとき。
 - (3) 本支部の名誉を汚したとき又は信用を失わせるような行為があったとき。
 - (4) 消費者その他取引の関係者に損害を与えたとき又は損害を与える恐れがあるとき。
 - (5) 取引の公正を害する行為をしたとき又は取引の公正を害する恐れがあるとき。
 - (6) 法令に違反し、宅地建物取引業者として不相当であると認められるとき。
 - (7) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。
 - (8) その他綱紀処分をすべき正当な事由があるとき。

第 4 章 役 員 等

(役員・役職者の種類及び定数)

- 第 14 条 役員及び役職者は、県本部支部組織運営細則第 15 条及び別表に基づき、定数は次の通りとする。
- | | |
|-------------|---------------------------|
| (支部長) | 1 名 |
| (副支部長) | 2 名以上 6 名以内 |
| (役員) | 7 名以上 20 名以内 (支部長、副支部長含む) |
| (監事) | 2 名以上 4 名以内 |
| (相談役・参与・顧問) | 若干名 |

(役員を選任)

- 第 15 条 役員は、正会員の中から候補者を選出し、役員会の審議を経て支部長の承認後、第 21 条の総会において選任し、承認を受けるものとする。

2. 次の各号に該当するときは、役員になることができない。
 - (1) 前事業年度までの会費等を完納しないとき。
 - (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (3) 公益社団法人全日本不動産協会の定款第11条第1項に規定する網紀処分を受けた日から5年を経過しないとき。
 - (4) 県本部の指定する宅地建物取引業に関する研修を履行していないとき。
 - (5) 選任時において満76歳以上であるとき。
 - (6) 指定暴力団その他反社会的と認められる団体に所属又は関係しているとき。

(役職者の選任)

第16条 役職者の選任は、次の通りとする。

- (1) 支部長は、次の手順を経て県本部長より委嘱を受けた者とする。
 - (手順1) 役員の中から立候補者と推薦者を受け付ける。
 - (手順2) 手順1で受け付けた者の中から役員会において役員の過半数の同意をもって決議し、支部長候補者1名を選出する。
 - (手順3) 手順2から選出された支部長候補者1名を第21条の総会において選任し、承認を受ける。但し、支部長候補者は、県本部理事又は県本部理事候補者でなければならない。
- (2) 副支部長は、支部長が指名し、役員会の承認を受ける。
- (3) 監事は、会員の推薦あるいはそれ相当の経験者の中から候補者を支部長が選出し役員会において過半数の同意をもって決議し、第21条の総会において選任し承認を受ける。
- (4) 相談役及び参与は、県本部役員経験者等で特に功労のあった者の中から、支部長が委嘱する。
- (5) 顧問は、学識等経験者の中から支部長が委嘱する。

(役員・役職者の任期)

- 第17条 役員及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する第21条の総会の終結までとする。但し、再任を妨げない。
2. 役員及び監事が欠けた場合又は最低員数が欠けた場合には、辞任または任期満了により退任した役員及び監事は、後任者が就任するまで、尚その権利義務を有する。
 3. 相談役・参与及び顧問の任期は、これを委嘱した支部長の任期に従う。

（役員・役職者の職務及び権限）

- 第 18 条 役員及び役職者の職務は、次の通りとする。
- (1) 支部長は、支部を代表し県本部長から委任された職務を行う。
 - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、支部長が予め定めた順位に従い、支部長の職務を代行する。
 - (3) 役員は、役員会を構成し職務を行う。
 - (4) 役員は、県本部長の業務執行を妨げる行為をすることができず、県本部長から、その職務に関して指示があった場合には、これに従わなければならない。
 - (5) 監事は、次の各号について監査する。
 - ① 役員職務の執行
 - ② 支部の業務執行状況
 - ③ 支部の会計
 - (6) 監事は、支部諸会議に出席し意見を述べることができるが、決議権を有しない。
 - (7) 相談役・参与及び顧問は、支部の諸会議に出席し意見を述べるができるが、決議権を有しない。

（役員・役職者の解任等）

- 第 19 条 役員及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員 3 分の 2 以上の承認をもって、役員及び監事を解任することができる。この場合においては、役員及び監事に対し、予め弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。
 - (2) 正会員の資格を失ったとき。
 - (3) 辞任の申し出をしたとき。
 - (4) 支部の信用を傷つけたとき。
 - (5) 職務上の義務違反・会費の未納、その他役員又は監事として、ふさわしくない行為があると認められるとき。
 - (6) 会議に正当な理由なく、引き続き 3 回以上出席しなかったとき。
 - (7) 支部の活動に協力的でないとき。
2. 前項の規定にかかわらず、支部長である支部役員 1 人の解任は、県本部理事会の決議を経なければ、その効力を有しない。
 3. 支部長が県本部理事の地位を失ったときは、当然に支部長の地位を失う。

（役員・役職者の報酬等）

- 第 20 条 役員及び監事は、無報酬とする。
2. 支部役員に対しては、役員会において定めるところにより、日当及び費用を支給することができる。

第5章 総 会 等

(会議の種類)

第 21 条 会議は、総会・役員会・正副支部長会・委員会とする。

(総会)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成し、定時総会と臨時総会とする。

(総会の招集)

- 第 23 条 総会は、本部長又は本部長より委任を受けた支部長がこれを招集する。
2. 定時総会の招集は、開催日の 1 週間前までに各会員に対し、会議の目的・日時場所・議案を記載した書面で通知しなければならない。
 3. 定時総会は、毎事業年度終了後 30 日以内に 1 回開催するものとする。
 4. 臨時総会は、県本部理事会が必要と認めた場合に開催する。

(総会の議長等)

第 24 条 総会の議長及び副議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(総会の報告事項)

- 第 25 条 総会は、次の事項について報告する。
- (1) 事業活動報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 次年度の事業活動計画
 - (5) 次年度の収支予算

(総会の審議事項)

- 第 26 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 支部職務執行者の選任
 - (2) 県本部役員候補者の選出
 - (3) 県本部代議員の選出及び解任

(総会の議決権)

第 27 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の決議)

- 第 28 条 総会は、本会則に定めたものの他、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
2. 総会の議事は、本会則に別に定めたものの他、出席正会員の過半数の承認をもって決する。

3. 出席できない正会員は、他の出席者に表決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事は、議長が次の事項を記載した議事録を作成し、出席正会員より選出された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

- (1) 会議の目的・日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び出席者数
 - (3) 議決権の代理行使又は書面による議決権のある場合には、その数
 - (4) 議事経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事事項
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録は、支部の事務所に保管するとともに、その写しを県本部に提出しなければならない。

第 6 章 役 員 会 等

(役員会)

第 30 条 役員会は、役員をもって構成し、過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決する。
3. 前項の規定にかかわらず、会員の網紀処分申請の議決は、総役員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。
4. 役員会に出席できない役員は、他の出席者に表決権の行使を委任することができる。この場合において、その役員は出席したものとみなし次の事項を決議する。
 - (1) 県本部理事会の決議に基づく支部の業務執行の決定
 - (2) 役員の職務の執行の監督
 - (3) 会員の網紀処分申請の決定
 - (4) 本会則及び県本部理事会において定められた事項
 - (5) その他支部運営全般に関する事項

(役員会の招集)

第 31 条 役員会は、支部長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 16 条第 1 項の規定により支部長候補者が選出されたときは、地方本部の組織及び運営に関する規則第 41 条第 2 項に基づき支部長が選任されるまでの間、支部長候補者が支部役員会を招集するものとする。

(正副支部長会)

第 32 条 正副支部長会は、支部長・副支部長・委員長をもって構成し、必要に応じて各役職者を招集し、支部運営全般に関することを協議する。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 33 条 支部の事業の円滑な運営を図ることを目的とし、役員会の決議を経て、各委員会を設ける。

2. 委員会は、役員で構成し、定数は次の通りとする。

(委員長) 1 名

(副委員長) 1 名以上

(委員) 委員会別に定める

3. 各委員会の委員長及び副委員長・委員は、支部長が委嘱する。

4. 委員長は、委員会に関する協議事項等を、事前に正副支部長と協議・相談し、各委員と連絡を密にし、委員会を運営して行くものとする。

5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代行する。

(総務委員会)

第 34 条 総務委員会の所管事項は、次の通りとする。

(1) 新入会員の資格審査に関する事項

(2) 会員の入会・退会の手続きに関する事項

(3) 事務局職員に関する事項

(4) 会員名簿の作成及び配布に関する事項

(5) 会員の管理に関する事項

(6) 慶弔並びに疾病又は災害の見舞いに関する事項

(7) 会員の福利厚生に関する事項

(8) 官公庁及び関係団体との連絡に関する事項

(9) その他庶務一般及び各委員会に属さない事項

(財務委員会)

第 35 条 財務委員会の所管事項は、次の通りとする。

(1) 予算・決算に関する事項

(2) 会計・経理・帳簿・伝票及び証拠書類の保管、財産管理に関する事項

(3) 会費徴収に関する事項

(4) 金銭の出納に関する事項

(5) その他財務関係に関する事項

(組織広報委員会)

- 第 36 条 組織広報委員会の所管事項は、次の通りとする。
- (1) 組織の充実強化に関する事項
 - (2) 会員の親睦・交流に関する事項
 - (3) 業界団体との交流及び提携に関する事項
 - (4) 会報の発行に関する事項
 - (5) その他組織の広報宣伝に関する事項
 - (6) 一般向けのセミナー及び相談会に関する事項

(教育流通委員会)

- 第 37 条 教育流通委員会の所管事項は、次の通りとする。
- (1) 会員及び従業者等の教育研修に関する事項
 - (2) 実務指導に関する事項
 - (3) 研修会・講習会・講演会の企画及び他委員会との調整に関する事項
 - (4) 不動産流通機構に関する事項
 - (5) 情報機器の調査研究及び紹介に関する事項
 - (6) 不動産市場の調査及びその資料の公表に関する事項
 - (7) 不動産に関する統計資料の収集、作成及び公表に関する事項
 - (8) 不動産流通に関する研究会の開催に関する事項
 - (9) 全日不動産ローンに関する事項
 - (10) その他不動産流通の近代化に必要な事項

(所属委員会以外の活動)

- 第 38 条 役員は、支部長が必要があると判断し指示した場合、所属委員会以外の職務を行うものとする。

第 8 章 会 計

(事業年度)

- 第 39 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。

(事業活動計画及び予算)

- 第 40 条 支部長は、毎事業年度の開始の日の 80 日前までに、次の書類を作成し、役員会の承認を受け、総会において報告しなければならない。
- (1) 事業活動計画書
 - (2) 収支予算書
2. 支部長は、毎事業年度の開始の日の 70 日前までに、前項の承認を受けた書類を県本部長に提出し、事業年度開始の日の 60 日前までに、県本部理事会の承認を受けなければならない。

3. 県本部理事会において第1項各号の書類の内容が変更された場合には、支部は変更内容に基づいて事業及び予算を執行しなければならない。

(事業活動報告及び決算)

第41条 支部長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を経た上で、役員会の承認を受け、総会において報告しなければならない。

- (1) 事業活動報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支状況表

2. 前項の承認を受けた同項各号に掲げる書類は、毎事業年度の経過後30日以内に、県本部長に提出し、県本部理事会の承認を受けなければならない。

第9章 雑 則

(事務局)

第42条 本支部の事務を処理するため、本支部に事務局を置く。

(会則の変更及び改廃)

第43条 本会則の変更は、役員会において役員の3分の2以上の承認をもって決議し、県本部長へその変更を届けなければならない。

2. 県本部支部組織運営細則第35条及び附則に基づき細則が変更または改廃した場合は、本会則も同様に変更または改廃するものとする。

附 則

本規約は、平成10年 4月21日から施行する。

平成12年 4月20日 一部改正

平成14年 5月31日 一部改正

平成17年 4月26日 一部改正

平成19年 4月24日 一部改正

平成30年 2月13日 一部改正

(平成29年3月24日施行の県本部支部組織運営細則に準用)